

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年6月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
- 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第3号 事業計画変更承認申請について
- 議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議第6号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の変更（案）に係る意見の聴取について
- 議第7号 三条市農地移動適正化あっせん基準の見直しについて
- 議第8号 令和7年度全国農業新聞普及拡大計画について
- 議第9号 令和7年度農業者年金加入推進活動計画について
- 議第10号 三条市環境審議会委員の推薦について
- 議第11号 令和8年度三条市農林関係施策の要望について

- 報告事項
- 報第1号 第2調査部会の調査結果報告について
 - 報第2号 農用地利用集積計画等（利用権設定）の解約通知について
 - 報第3号 農地潰廃通報について
 - 報第4号 作付変更届について
 - 報第5号 農地法第3条の3の届出について

農業委員出席委員 19名

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 坂井浩行委員 | 2番 早川直子委員 |
| 3番 山屋和徳委員 | 4番 栞原一郎委員 |
| 5番 小池秀一委員 | 6番 志田洋一委員 |
| 7番 笹岡大介委員 | 8番 瀬高栄津子委員 |
| 9番 山倉 広委員 | 10番 佐藤直人委員 |
| 11番 小師栄一委員 | 12番 飛岡雅史委員 |
| 13番 井上利弥委員 | 14番 五十嵐弘作委員 |
| 15番 吉田 昇委員 | 16番 鈴木範男委員 |
| 17番 熊倉 睦委員 | 18番 田邊健一委員 |
| 19番 淡路五樹委員 | |

農業委員欠席委員 なし

推進委員出席委員 17名

青 木 誠 一 委員	岡 崎 耕一郎 委員
北 澤 正 之 委員	小 出 和 哉 委員
小 林 克 洋 委員	駒 形 徹 委員
佐々木 一 光 委員	高 山 弘 則 委員
中 澤 伸一郎 委員	新飯田 雅 樹 委員
平 松 広 之 委員	堀 江 義 栄 委員
丸 山 由 夫 委員	山 寄 哲 矢 委員
山 谷 秀 昭 委員	若 林 昌 広 委員
渡 辺 秀 人 委員	

推進委員欠席委員 1名

川 上 利 男 委員

説明のため出席した職員

農 林 課 長 補 佐 目 黒 徳 義

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	山 井 修
経 営 基 盤 係 長	上 林 裕 則
経 営 基 盤 係 主 任	小 柳 章 子

午前9時30分 開会及び開議

議長（栞原会長）

これより総会を開会します。

（挨拶 略）

最初に、出席状況を報告します。農業委員、在任委員19名、出席19名、欠席0、推進委員、在任委員18名、出席17名、欠席1名で、過半数以上ですので、会議規則第10条第1項の規定に基づき、会議は成立いたしました。

次に、議事録署名委員の指名につきまして、会議規則第17条第3項の規定に基づき、議長から委員2名を指名します。

7番、笹岡大介委員、13番、井上利弥委員からお願いいたします。

これより議案審議を行います。

議第1号から議第11号及び報第1号から報第5号までの以上16件を一括上程いたします。

最初に、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』を議題と

します。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、公益社団法人新潟県農林公社が農地中間管理権の設定等により、賃借権または使用貸借権の設定または移転するもので、同法第19条第3項の規定に基づき、三条市が作成した農用地利用集積等促進計画（案）について農業委員会の意見を聴くものです。

6 ページ欄外を御覧ください。今月申請のあった案件は、新規設定8件で、合計3万2,928.77平米です。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

番号ごとに順次説明します。1 ページをお願いします。

25番は、北五百川地内の農地3筆、5,743平米。

26番は、北五百川地内の農地4筆、1,739平米。

2 ページをお願いします。

27番は、北五百川地内の農地2筆、284.11平米。

28番は、井戸場地内の農地10筆、4,583.10平米。

29番は、井戸場地内の農地10筆、1,525.56平米。

4 ページをお願いします。

30番は、笹巻地内の農地2筆、5,625平米。

31番は、井栗地内の農地6筆、4,200平米。

32番は、井栗1丁目地内の農地8筆、9,229平米。

全件新規設定をするもので、令和7年8月29日に県公告を予定しているものとなります。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、先日調査部会で調査いただいておりますので、第2調査部会長から調査結果について報告願います。

部会長は、井上会長代理の隣に着席願います。

9番、山倉広委員。

第2調査部会長（9番山倉 広委員）

最初に、第2調査部会の開催概要について報告します。

当部会は、6月25日午前9時から三条市役所第二庁舎2階202会議室において、栞原会長、井上会長代理同席の下、開催しました。

開会后、事務局より詳細な説明を受け、全案件について調査、審議を経て、調査結果を取りまとめ、午前9時54分に閉会しました。

続きまして、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』の調査結果を報告します。

今月、意見照会のあった案件は、利用権の新規設定で8件、3万2,928.77平米です。

いずれも事務局から申請書類の審査結果の詳細説明を受け、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定する全部効率利用要件、農作業常時従事要件などの各要件を満たしていることから、原案のとおりとし、意見なしとすべきものとなりました。

議第1号の調査結果の報告は以上です。

議長（栢原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第1号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおりとし、意見なしと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栢原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおりとし、意見なしと決定いたしました。

議長（栢原会長）

次に、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

7ページを御覧ください。今月の申請は、贈与によるもの1件、8,594平米です。

5番は、鬼木地内の農地6筆、8,594平米を譲渡人の要望により配偶者に贈与するものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栢原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

9番、山倉広委員。

第2調査部会長（9番山倉 広委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告し

ます。

今月の申請は、贈与によるもの1件、8,594平米です。

いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、機械、労働力、技術など、全ての許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものとなりました。

議第2号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第2号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（栞原会長）

次に、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』説明いたします。

8ページの欄外を御覧ください。今月の申請は2件、462平米です。

2番は、事業計画の変更のみの案件で、令和6年8月30日付で農地法第5条の許可を受けた石上二丁目地内の農地1筆、192平米を、建売住宅1棟と駐車場2台分の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条市消防本部の北側550メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

3番は、令和6年8月30日付で農地法第5条の許可を受けた石上二丁目の農地1筆、270平米を住宅1棟と駐車場2台分の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、三条市消防本部の北側550メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

また、本申請につきましては、議第4号の15番で農地法第5条の許可申請がなされております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

9 番、山倉広委員。

第2調査部会長（9 番山倉 広委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は2件、462平米で、事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしており、原案のとおり承認すべきものとなりました。

議第3号の調査結果の報告は以上です。

議長（栢原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第3号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栢原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（栢原会長）

次に、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

9 ページ欄外を御覧ください。今月の申請は3件、1,463平米です。

番号ごとに順次説明いたします。

15番は、先ほど説明いたしました議第3号の3番と同じ内容ですので、説明を省略させていただきます。

16番は、直江町三丁目地内の農地1筆、198平米を売買により取得し、住宅1棟とカーポート1棟の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、三条魚市場の西側350メートル付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

17番は、下保内地内の農地1筆、995平米を売買により取得し、同時に取得する雑種地4,330.91平米と一体で工場1棟、資材格納庫1棟、駐車場普通車17台、大型車2台分及び調整池の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所

につきましては、道の駅庭園の郷保内の南西側250メートル付近で、街区に占める宅地の割合が40％を超える区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栢原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

9番、山倉広委員。

第2調査部会長（9番山倉 広委員）

議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は3件、1,463平米です。

いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしております。

いずれも3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものとししました。

議第4号の調査結果の報告は以上です。

議長（栢原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第4号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栢原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（栢原会長）

次に、議第5号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第5号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願について』説明いたします。

10ページを御覧ください。

議案の説明の前に、相続税の納税猶予に関する適格者証明について説明いたします。

農家の相続には、複数の相続人への遺産分割による農地の細分化や相続税の負担に伴う経営の圧迫など大きな問題があります。このため、相続による農地の細分化を防止するとともに、農業後継者の育成、農業経営の継続を図るため、農地についての相続税納税猶予制度の特例措置が設けられています。

農業相続人が農業を営んでいた被相続人から相続または遺贈により農地を取得して自ら農業を営む場合または一定の貸付けにより農地としての利用が確保される場合には、相続税の期限内申告書の提出により、納付すべき相続税のうち、一定の要件の下、納税が猶予されます。

この相続税の納税猶予の特例を受けようとする場合は、農業委員会の適格者証明が必要となります。農業委員会で証明書の発行を受けた後、税務署で特例を受けるための申告を行うこととなります。

このたび租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づき、農地等についての相続税の納税猶予を受けるため、証明願の提出がありましたので、御審議いただくものです。

今月の証明願は1件で、1番は、被相続人は令和6年10月13日に死亡されました。法定相続人が1人であったため、遺産分割協議書の作成はありません。農地の相続面積は、田、9,468平米、今回の相続税の納税猶予に関する適格者証明願が出された農地は、8,024平米であります。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

9番、山倉広委員。

第2調査部会長（9番山倉 広委員）

議第5号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願について』の調査結果を報告します。

今月は、1件1名の申請について、書類審査及び事務局の現地確認結果などの詳細説明を受け、被相続人がこれまで農業を営んでいた実績があること、相続人が相続により取得した農地は特例の対象となる農地であり、全て農地として適正管理されていることから、適格者証明は適当と判断いたしました。

議第5号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第5号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり適格者として証明書を交付

することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり適格者として証明書を交付することに決定いたしました。

以上で事前に調査部会から調査いただいた議案の審議は終了しました。

第2調査部会長は、自席へお戻り願います。

議長（栞原会長）

次に、議第6号『「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の変更（案）に係る意見の聴取について』を議題とします。

なお、本日は本基本構想の所管であります農林課から目黒課長補佐が出席されておりますので、事務局の説明に続いて農林課から説明があります。

初めに、事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第6号『「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の変更（案）に係る意見の聴取について』説明いたします。

11ページの議第6号参考資料を御覧ください。

令和7年6月10日付文書で、三条市長から当農業委員会会長へ意見を求められております。また、変更（案）につきましては、6月23日付事務文書で送付させていただいたものになります。

後ほど農林課から説明がありますが、県の「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」が令和7年3月に変更されたことに伴い、市町村の基本構想に関する項目を修正するものです。

事務局からの説明は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続いて、農林課から説明願います。

農林課（目黒課長補佐）

農林課課長補佐の目黒と申します。本日はよろしくお願いします。

それでは、議第6号『「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の変更（案）に係る意見の聴取について』でございます。

最初に、市の基本構想の位置づけですが、農用地の集積、経営の合理化など、効率的かつ安定的な農業経営を育成するための措置を総合的に講じていくことを目的とした農業経営基盤強化促進法に定められたものでございます。この法律において、都道府県は基本方針を定め、市町村がこれに即して基本構想を定めるとされております。

今回の三条市の基本構想の変更につきましては、本年3月に変更された新潟県の基本方針を受けて行うものであり、法の施行規則により農業委員会へ意見を求めることとな

っております。

説明の前に資料の訂正をお願いします。皆様のお手元に議第6号の別紙1、別紙2、参考の3点を配付しておりますが、まず別紙2の新旧対照表を御覧ください。3ページの下段ですが、目次の第4の項目名の末尾を、「目標」から「事項」に修正しております。しかし、11ページの本編の第4の項目名の末尾が「目標」のままとなっておりますので、ここを「事項」に修正願います。

また、別紙1の表面及び参考の24ページでも、第4の項目名の末尾が「目標」のままになっておりますので、こちらも併せて修正願います。

もう一点ございまして、いま一度、別紙2を御覧ください。5ページの目次の対照表で「別紙1 削除」と記載しておりますが、本編の対照表の32ページにその記載がありませんので、「別紙1（第4の1の（1）⑥関係） 削除」の記述を加筆し、削除する別紙1として参考の冊子の39ページの内容を記述します。また、議第6号の別紙1の裏面も、「別紙2 削除」の前に「別紙1 削除」の文言を加筆願います。以上おわびして訂正いたします。県には、これらを反映した上で書類を提出いたします。

それでは、議第6号の別紙2を使用して説明いたします。2ページから5ページの目次部分で変更となったのは第3及び第5の項目になります。3ページの中段、第3の4と5の項目が新設となっておりますが、これは4ページの右下、下段にある現行の第5の4と5の項目をそのまま移動したものとなります。

また、3ページの下段、第5の1の項目ですが、利用権設定等促進事業が本年3月31日をもって廃止されたことから、現行の関係項目を廃止し、協議の場設置など地域計画に関する項目として再構築いたしました。今後の利用権設定は、基盤法ではなく、農地中間管理法に基づき管理してまいります。このため、従前の利用権設定について示した現行の別紙1は削除となります。

続いて基本構想の本編の変更点を説明します。6ページの「第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標」ですが、こちらは地域計画の策定を踏まえまして、各項目で文言を修正しています。

7ページの4の項目では、地域計画の実践の役割を担う方々として、農地利用最適化推進委員を明記しました。

8ページの第2及び第2の2ですが、ここは修正はしていないんですが、営農類型指標の項目となります。従前の農業委員会の場におきまして、現状との乖離から見直しを行う旨お話ししている箇所となりますが、今回の段階では修正を行っておりません。今後、関係機関、団体等と相談しながら見直しを図ってまいりたいと考えております。

第3では、文言の修正のほか、さきに説明した項目の移動を行っております。

11ページからの第4の項目は、県の基本方針を受けた文言の修正、目標年次の修正となります。各目標数値は、現行の基本構想の数値を継続しております。

13ページからの第5の項目は、現行の地域計画に関する記載を踏まえながら、各項目を再構築いたしました。

18ページの（2）の項目ですが、地域計画が4地域の計画となることを記しております。

す。

以降、文言の修正などを行い、最後に32ページの第6では、本年3月31日まで実施していた事業の経過措置と施行期日を追加しております。

説明は以上でございます。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

1番、坂井浩行委員。

1番（坂井浩行委員）

1つ質問させていただきます。

三条市の地域計画では、現況地図を目標地図として策定したわけですが、今後の農地の権利移動等で現況と乖離が生じた場合、どのように修正していくのでしょうか。

農林課（目黒課長補佐）

地域計画における目標地図につきましては、地域の自主的な協議の結果を反映することが第一と考えますが、通常の農地の権利移動等による修正についても、定期的に行わなければならないと考えています。

1番（坂井浩行委員）

中山間地域では、相談しても将来の計画は立てられそうにないという意見があって、なかなか協議の場が開催されない現状がありますので、行政側からこういう将来目標にしたかどうかという提案等はされないのでしょうか。

農林課（目黒課長補佐）

地域計画は、地域内での協議結果を反映した将来像を示すものですので、地域の農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様から積極的に働きかけていただき、地域計画の実践のためにぜひとも御協力をお願いします。

当然、地域の協議の場を開催するということになれば、行政側も関係者として参加させていただきます。

議長（栞原会長）

ほかにございませんか。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第6号につきましては、意見なしとすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、意見なしとすることに決定いたしました。

なお、農林課の目黒課長補佐は次の公務があるため、ここで退席いたします。大変ありがとうございました。

（午前10時11分 目黒農林課長補佐退席）

議長（栞原会長）

次に、議第7号『三条市農地移動適正化あっせん基準の見直しについて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（上林経営基盤係長）

それでは、議第7号『三条市農地移動適正化あっせん基準の見直しについて』説明いたします。

別冊の議第7号参考資料を御覧ください。

本基準は、先ほど御審議いただきました市の農業経営基盤強化の促進に関する基本構想を基に平成19年10月に制定し、現在、令和5年12月に変更したものを施行しております。今回、農林課から基本構想の変更（案）が示されたことから、見直しを行うものでございます。

また、原案の作成につきましては、農政の諸課題の検討を所掌する農政対策部会に付託することを提案いたします。

なお、原案は7月の総会で農政対策部会から報告していただき、皆様や関係機関へ意見照会した後、9月26日までに県へ変更承認を申請いたします。その後、県からの承認通知をもって公表いたします。

事務局からの説明は以上でございます。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第7号につきましては、農政対策部会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、あっせん基準の見直しについては農政対策部会に付託することに決定いたしました。

しばらくの間休憩いたします。

（午前10時13分から午前10時20分まで休憩）

議長（栞原会長）

それでは、会議を再開します。

議第8号『令和7年度全国農業新聞普及拡大計画について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第8号『令和7年度全国農業新聞普及拡大計画について』説明いたします。

12ページをお願いいたします。

令和6年度実績は、計画目標157部に対し、令和7年3月時点で119部で、達成率は76％でした。

今年度の計画につきまして、「Ⅰ 目標部数の設定」は、中段の①、②のいずれかを目標とするものですが、当農業委員会においては、購読部数が減少している現状も踏まえ、①の令和7年6月現在の一般購読部数114部に委員お一人1部の新規申込みとして37部を加えた151部を目標部数と設定しました。

次に、「Ⅱ 普及推進に当たっての年間活動計画」についてです。

今年度は、前期普及強化月間を8月から11月、後期普及強調月間を1月から2月と位置づけ、担当地区における戸別訪問等による普及推進活動を実施するとともに、農業委員会だより「向日葵」や三条市ホームページによるPR等を計画いたしました。

説明は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第8号につきましては、ただいまの説明のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認めます。

農業委員・農地利用最適化推進委員1人につき1部以上の新規購読申込みの確保をお願いし、目標が達成できますよう、全委員の皆様から普及推進活動に御協力をお願いいたします。

議長（栞原会長）

次に、議第9号『令和7年度農業者年金加入推進活動計画について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第9号『令和7年度農業者年金加入推進活動計画について』説明いたします。

13ページをお願いします。

「1 今年度の加入目標人数」につきましては、2人で、うち20歳から39歳までの方を1人、女性農業者を1人としております。この目標人数は、新潟県農業会議と新潟県農業協同組合中央会が設定した人数でございます。

「2 加入対象として働きかけをする目標人数」につきましては、20人とし、うち20歳から39歳は10人、女性農業者は5人としております。

「3 地域別加入推進班の整備」につきましては、全3班を設置し、A班は三条地域、B班は栄地域、C班は下田地域を担当していただきたいと考えております。各班の加入推進員数、編成は記載のとおりです。

「4 加入対象者名簿の整備」についてですが、12月31日までに整備する予定です。

「５ 加入推進強化月間の設定」につきましては、12月から来年の２月までとさせていただきます。

次ページも併せて御覧いただきたいと思いますのですが、「６ 戸別訪問の実施計画」につきましては、Ａ班、Ｂ班、Ｃ班とも12月は加入推進部長、副部長による戸別訪問、１月は加入意向者に対する推進班による訪問及び加入推進部長、副部長による２回目の戸別訪問、２月は加入意向者に対する推進班による訪問を予定しており、各月の訪問対象者数及び訪問に携わる人数は記載のとおりです。

「７ 加入推進対策会議及び制度勉強会の実施計画」につきましては、11月に南蒲原農業委員会協議会が主催する郡内事務局職員・ＪＡ職員合同研修会を開催し、12月に農業委員会とＪＡ合同による加入推進対策会議を予定しております。

「８ 加入対象者に対する説明会等の実施計画」につきましては、加入対象者を一堂に会しての説明会は実施せず、対象者お一人お一人に戸別訪問などを通じて働きかけをしていきたいと考えています。

15ページをお願いします。

「９ 啓発普及活動の実施計画」につきましては、９月と３月に発行します農業委員会だより「向日葵」によるＰＲを計画しております。

説明は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りいたします。議第９号につきましては、ただいまの説明のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認めます。

今年度も引き続き農業者年金加入推進に当たっては、加入推進部長、副部長を中心として、全農業委員、推進委員の皆様の御協力をお願いいたします。

議長（栞原会長）

次に、議第10号『三条市環境審議会委員の推薦について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第10号『三条市環境審議会委員の推薦について』説明いたします。

16ページの議第10号参考資料を御覧ください。

本審議会は、三条市における環境の保全及び創造に関する施策を計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保するために設置されたものであり、地域環境総合計画の策定及び変更に関する審議や、その他市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する重要事項を審議する組織です。

現在の当農業委員会から推薦委員は、15番、吉田昇委員となっておりますが、8月9日に任期満了となることから、新たに委員1名の推薦依頼があったものです。

任期は2年間となります。

説明は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

三条市環境審議会委員1名の推薦については、いかが取り計らったらよろしいでしょうか。休憩して自由な意見交換をお願いします。

しばらくの間休憩いたします。

（午前10時28分から午前10時30分まで休憩）

議長（栞原会長）

それでは、会議を再開します。

お諮りします。休憩中の意見交換に基づき、15番、吉田昇委員を推薦することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、15番、吉田昇委員を推薦いたします。よろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

次に、議第11号『令和8年度三条市農林関係施策の要望について』を議題といたします。

本件につきましては、これまでも農政対策部会に付託し、要望内容を議論いただき、内容を取りまとめていただいておりますので、今回も同様に農政対策部会に付託したいと考えております。

お諮りします。議第11号につきましては、農政対策部会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、農政対策部会に付託することに決定いたしました。

なお、例年10月末から11月にかけて市長へ要望書を提出しておりましたが、市の予算編成の時期が年々早くなっていることから、今年度から要望の時期を早めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

次に、報告事項を行います。

報第1号から報第5号までの5件を一括議題とします。

なお、報第1号につきましては、先ほどの議案審議の中で報告いただいておりますの

で、省略します。

次に、報第2号から報第5号までの4件について、事務局、報告願います。

事務局（山井事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

報告の中で御質問がありましたら御発言願います。

しばらくして御発言がないようですので、報告事項を終了します。

議長（栞原会長）

来月は農政対策部会の開催が予定されています。農政対策部会の開催案内をお願いします。

農政対策部会長、15番、吉田昇委員。

農政対策部会長（15番吉田 昇委員）

農政対策部会は、7月22日午前9時30分から三条市役所三条庁舎2階大会議室北側で開催します。関係委員は出席をお願いします。

議長（栞原会長）

次に、来月の調査部会開催案内をお願いします。

第1調査部会長、3番、山屋和徳委員。

第1調査部会長（3番山屋和徳委員）

来月は、第1調査部会の当番でございます。7月28日午前9時から三条市役所三条庁舎2階大会議室北側で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。

議長（栞原会長）

なお、来月の総会は、7月31日午前9時30分開会を予定しておりますので、よろしくをお願いします。

以上で総会を閉会いたします。

午前10時38分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三 条 市 農 業 委 員 会 会 長 栞 原 一 郎

議 事 録 署 名 委 員 （ 7 番 ） 笹 岡 大 介

議 事 録 署 名 委 員 （ 1 3 番 ） 井 上 利 弥
